第三十二条の見出しを「（除権決定による登録の抹消等）」に改め、同条第一項中「登録義務者の」を「共同して登録の抹消の申請をすべき者の」に、「登録義務者と」を「その者と」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合」を「前二項の場合」に、「前項の登録」を「第一項の登録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の登録が買戻しの特約に関する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして農林水産省令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（解散した法人の抵当権に関する登録の抹消）

第三十二条の二　登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項に規定する方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

第六十六条第一項中「第四項において」を「以下」に改め、同条第二項中「。第四項において同じ。」を削り、同条第三項中「附属書類」の下に「のうち前項の図面」を加え、同項ただし書を削り、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項の表中「登録事項証明書」を「第一項の規定による登録事項証明書」に、「図面の全部又は一部」を「第二項の規定による図面」に、「登録簿」を「前三項の規定による登録簿」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　何人も、正当な理由があるときは、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、手数料を納付して、登録簿の附属書類（第二項の図面を除き、電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を農林水産省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

5　前項の規定にかかわらず、登録を申請した者は、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

第六十六条に次の一項を加える。

8　農林水産大臣は、第一項の規定にかかわらず、登録記録に記録されている者（自然人であるものに限る。）の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして農林水産省令で定める場合において、その者からの申出があったときは、農林水産省令で定めるところにより、登録事項証明書に当該住所に代わるものとして農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六十六条に一項を加える改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の樹木採取権登録令（以下「新令」という。）第三十一条の二及び第三十二条の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる登録の抹消の申請について適用する。

2　新令第三十二条第二項の規定は、施行日以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用する。

3　新令第六十六条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされる登録簿の附属書類の閲覧の請求について適用し、施行日前にされた登録簿の附属書類の閲覧の請求については、なお従前の例による。

農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄